

農地中間管理事業 特例事業（売買）

買い入れ条件チェック表

以下の項目について確認をして下さい。

1	売りたい農地は、芳賀町内ですか？	はい	いいえ	⇒いいえの場合、芳賀町での取り扱い不可 農地管轄の市町村へ相談して下さい
2	農地の場所（地番）は、わかりますか？	はい	いいえ	⇒いいえの場合、権利書等で要確認
3	農地の地目は、田または畑ですか？	はい	いいえ	⇒いいえの場合、取り扱い不可
4	農地の面積は、500㎡(5a)以上ですか？	はい	いいえ	⇒いいえの場合、取り扱い不可 ただし、買受予定者が認定農業者かつ自己 経営農地と連担化している場合は取り扱い 可
5	農振農用地ですか？	はい	いいえ	⇒いいえの場合、取り扱い不可
6	売買金額は、近傍の農地価格に準拠して いますか？（いくらぐらいでお考えですか？）	はい	いいえ	⇒いいえの場合、近傍価格と大幅に異なる 場合は適正な理由（根拠）が必要
7	用排水路はありますか？	はい	いいえ	⇒いいえの場合、該当の農地だけでの取り 扱いは不可 ただし、畑は栽培作物により取り扱い可
8	進入路はありますか？（第三者の私有地を 経由せずに進入できますか？）	はい	いいえ	⇒いいえの場合、取り扱い不可 ただし、買受予定者の自己経営農地と連担 化している場合は取り扱い可
9	抵当権（差押、仮登記等）が設定されていま すか？	はい	いいえ	⇒はいの場合、取り扱い不可 ただし、売買契約までに抹消できれば取り 扱い可（地上権や地役権は抹消しなくても 取り扱い可）
10	現在、貸借契約（利用権、農地バンク）を結 んでいますか？	はい	いいえ	⇒はいの場合、取り扱い不可 ただし、売買契約までに解約できれば取り 扱い可
11	土地改良賦課金を納付していますか？	はい	いいえ	⇒いいえの場合、農地代金を賦課金の支払 いに充てる等の理由であれば取り扱い可
12	納税猶予の適用を受けていますか？	はい	いいえ	⇒はいの場合、納税猶予が打ち切られる可 能性あり

確認が済んだら、芳賀町農業公社の売買担当者までご連絡下さい。

TEL：028-677-6048

受付時間：午前8時30分～午後5時